

【農林水産関係主要パート】

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践

※進捗把握は、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定。

《KPI》今後 10 年間(2023 年まで)で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される(2013 年度末: 48.7%)

⇒2018 年度末: 56.2%

《KPI》今後 10 年間(2023 年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する(2011 年産: 16,001 円/60kg)

⇒2017 年産の担い手のコメの生産コスト

・個別経営⁸ 10,995 円/60kg (32%減)

・組織法人経営⁹ 11,859 円/60kg (26%減)

《KPI》2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する(2012 年: 4,497 億円)

⇒2018 年: 9,068 億円

《KPI》2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる(2015 年: 2,500 億円)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国の農林水産分野の従事者や農山漁村における人口が減少する中、農林水産業の生産や農山漁村を維持・発展させていくためには、ICT 等の先端技術を活用するとともに、新たな農業構造を構築し、農山漁村に必要な人材の育成・派遣等を図っていかなければならない。

また、バリューチェーンにおいて、流通・加工の改革を進めるとともに、輸出の促進や知的財産の保護を図るなど、農林水産業を支える

⁸ 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稻作付面積 15ha 以上層)

⁹ 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体(平均水稻作付面積約 22ha)

環境の整備にも積極的に取り組む必要がある。

このための改革を強力に進めることにより、農林水産業の競争力強化の加速化を図り、人口減少下においても、力強い農林水産業の実現を図る。

i) 農業改革の加速

① 生産現場の強化

ア) 人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成

- ・ 農業者が減少する中、農業生産を持続的に行っていくため、地縁的まとまりにとらわれず、農業者と協業しつつ、農産物買取り、農産物加工・供給量調整等による付加価値向上、農作業代行、GAP（農業生産工程管理）指導、ICT 活用などを創意工夫により行う新たな生産事業体の展開を推進する。
- ・ 日本型直接支払制度についても、農業者の減少等に対応した見直しを行うとともに、中山間地の特色を活かした多様な取組を促進する。
- ・ 人生 100 年時代に対応し、農業のリカレント教育を行う機関として、農業大学校等の機能の強化を図る。
- ・ 令和 2 年度に地域の課題解決に資するスキルを有する人材の派遣等を行うことができるよう、様々な分野の専門人材と農山漁村をつなぐ仕組みについて検討を行う。
- ・ 女性が働きやすい農業の実現に向け、地域の課題に取り組む女性農業者の育成や、農業経営体の意識の改革を進める。
- ・ 園芸農業が安定的に行われるよう、園芸施設共済の集団加入の促進を図る。
- ・ 太陽光を農業生産と発電とで共有する営農型太陽光発電の全国的な展開を図る。
- ・ 農協改革について、農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。
- ・ 畜産業の成長産業化に向けて畜舎等の建築費の低減を図るべく、畜舎等を建築基準法の安全基準の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、所要の法律案を整備する。
- ・ 農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を進め、全国的な推進を図る。
- ・ 令和 4 年度までに、AI 等を活用し、農畜産物の国内外の需給情報をリアルタイムで収集し、分析・提供する仕組みが整備されるよう、取り組む。

イ) 農地の集積・集約化と土づくりの推進

- ・改正農地中間管理事業法に基づき、地域の現況情報の提供を通じ、話し合いを徹底し、人・農地プランの実質化を図る等により、担い手への農地の集積・集約の加速化を図る。
- ・人・農地プランの実質化の取組と連携し、農業経営相談所の専門家の派遣や事例の共有等を通じ、法人経営体設立の加速化を図る。
- ・農地の地力向上のため、ドローン等を活用した土壌診断に基づく土づくりの推進や、令和4年度までに収量増加効果を含めた土壌診断データベースの構築を図るとともに、有機農業など地力の増進に資する農業の推進を図る。
- ・土づくりに役立つ堆肥や産業副産物由来肥料の活用とともに、農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産や、安全性の確保を前提とした肥料コストの低減等に向けた事業者の創意工夫が促進されるよう、法制度を抜本的に見直し、速やかに所要の法律案を整備する。
- ・土地改良事業について、コスト低減を図りつつ、他事業との連携を進め、農地の大区画化や汎用化など農業競争力の強化を図るとともに、ため池や農業水利施設等の強靱化対策を緊急に実施する。
- ・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、総合的な支援策を講じる。
- ・都市農地貸借法により都市農地を有効活用し、都市農業の振興を図る。

ウ) 米政策改革

- ・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、高収益作物の導入などを促進し、米政策改革の定着を図る。
- ・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストの削減を図る。

② バリューチェーンにおける改革の推進

ア) 流通・加工等の改革

- ・農林水産物等の流通・加工の構造改革のため、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づき、業界の再編等を進めるとともに、流通の効率化、ICTの活用等による流通の合理化を進める。
- ・農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を本年度に見直し、生産資材業界の再編等の取組を強化する。
- ・6次産業化の推進のため、農林漁業者が異業種と協働で取り組む一次加工や、加工・直売と農泊等が連携した取組等についても促進を図る。

とともに、農林漁業者等の資金ニーズに適切に対応する。

- ・納品期限の緩和などの商慣習の見直しとともに、フードバンクとの連携等を進め、食品ロス削減を全国的に推進する。
- ・有害鳥獣の捕獲を強化し安全・安心なジビエの供給体制を確保するとともに、ジビエ利用量を本年度に平成 28 年度と比べ倍増させるなどジビエの利用拡大を図るため、ICT を活用したスマート捕獲等の推進や利用者向け産地情報のネットワーク化等に取り組む。

イ) 知的財産等の保護と水際検疫の強化

- ・種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実に向けた検討を進める。
- ・和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。
- ・家畜伝染性疾病や病虫害の侵入リスクに対応し、検疫探知犬の活用を含め水際検疫の強化を図る。

③ スマート農業の推進

令和 4 年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、「農業新技術の現場実装推進プログラム」（令和元年 6 月 7 日農林水産業・地域の活力創造本部了承）にも即し、以下の取組を一体的に進める。

ア) 研究開発

- ・中山間地を含め様々な地域、品目に対応したスマート農業技術を現場で導入可能な価格で提供できるよう、農業者のニーズを踏まえ現場までの実装を視野に研究開発を行い、地域や品目の空白領域の研究開発を優先的に行う。
- ・農業分野における AI 研究が全国展開され、農業現場の課題解決に貢献するよう、農業版 ICT 人材バンクの構築に向け、農研機構の AI 人材を強化し、質の高い AI 研究を実施する。

イ) 実証・普及

- ・全農業大学校でスマート農業がカリキュラム化されるよう、スマート農業を取り入れた授業等の順次拡大・充実を図るとともに、農業高校にも展開を図る。
- ・農業者のスマート農業技術の入手機会が拡大するよう、フォーラム・

マッチングミーティング等を各地で開催するとともに、行政手続のオンラインシステムの活用を通じた農業者への直接発信に向け取り組む。

- ・各都道府県の主要農産物品目でのスマート農業技術体系の構築・実践を目指し、スマート農業技術の生産から出荷までの一貫した体系としての実証、産地・品目単位のスマート農業技術体系の構築等を図る。
- ・スマート農業機械・システムの共同利用や作業受委託等の効率利用モデルを提示するとともに、様々な業種の民間事業者のスマート農業分野への参入を促進するための環境を整備する。
- ・全普及指導センターが窓口となった、農業者のスマート農業に関する相談対応に向け、普及指導員等による知識や技術活用方法の習得を図る。
- ・スマート農機の実用化に合わせ、必要な安全性ガイドラインを整備する。

ウ) 環境整備

- ・自動走行農機や ICT 水管理等のスマート農業に対応した農業農村整備の展開に向けた検討・開発を進めるとともに、情報ネットワーク環境整備に向け取り組む。
- ・中山間地におけるスマート農業の実現を念頭に置いた農場の整備や、果樹農業等の特性に応じた環境の整備を図る。
- ・農業データ連携基盤において多様なデータの蓄積・提供を進めるとともに、農業生産のみならず加工・流通・消費にまで拡張したスマートフードチェーンシステムの構築に向けた開発を進める。
- ・食品等流通法の計画認定制度を活用し、食品流通プラットフォームの立上げを後押しするとともに、物流、商品管理、決済の各分野において、データの共有・活用や省人化・省力化の取組を推進し、各取組のプラットフォームの実装を図る。

ii) 輸出の促進

- ・農林水産物・食品の海外への販売を強化するため、生産者への輸出診断等を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト」(GFP) を強化し、輸出商社間の交流の促進を通じ生産者への提案・助言機能の強化を図る。
- ・海外のニーズや規制に対応したグローバル産地づくりや、産地と港湾が連携したプロジェクトの加速化を図る。
- ・海外の食品安全等の規制に対して、輸出先国の基準に適合した施設の

認定の加速化を含めた国内対応の充実や、規制の撤廃・緩和に向けた交渉の政府一体的な実施を図るため、法制度化を含め検討し、体制を強化する。

- ・本年度中に海外向け輸送に適した包材を調査し周知を図るとともに、規格化に向けた検討を行う。
- ・訪日した外国人が食と旅・歴史等を組み合わせた体験をし、帰国後も日本の食を再体験できる環境の整備に取り組む。
- ・「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（同年 11 月 29 日同本部決定）に基づく輸出促進の取組を着実に実行する。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国際水準の GAP、JAS（日本農林規格）、有機、GI（地理的表示）、水産エコラベル等の規格・認証や知的財産の戦略的活用を推進する。
- ・同競技大会や、新潟県産米の中国への輸出解禁等を踏まえ、ノングルテン米粉を含む米の輸出拡大など新たな需要開拓の取組を国内外で推進する。
- ・世界の食需要の獲得に向けて、食産業の海外展開を促進するため、本年中にプランを策定し、2 国間政策対話や官民共同でのフードバリューチェーン構築等に取り組む。

iii) 林業改革

① 原木生産の集積・拡大

- ・森林経営管理制度において、森林環境譲与税も活用しつつ森林の経営管理の集積・集約化を推進するとともに、路網整備と高性能林業機械の導入の重点的な推進や、製材工場等の大規模化・効率化を進める。
- ・森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討を行う。
- ・国有林野の一定の区域において、公益的機能を維持しつつ、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、意欲と能力のある林業経営者等に設定できる仕組みを創設する。

② スマート林業等の推進（林業イノベーション）

- ・森林情報の収集や造林に当たりレーザ計測やドローン等の活用を進めるとともに、伐採や運搬を自動・遠隔操作で行う林業機械等の開発を図り、自伐型林業を含めた様々な林業の経営者とともに、若者や女性にとって魅力ある産業への転換を図る。

- ・ICT を活用し、生産管理の取組や、需給等のデータを共有するサプライチェーン構築の取組の加速化を図る。
- ・地方公共団体や民間事業者が森林等の情報を共有できるデータベースを、令和3年までに立ち上げる。
- ・造林から伐採までが林業者1世代で可能となる早生樹の選抜・活用を進めるとともに、低密度植栽や機械化等を通じ造林作業等の省力化を図る。
- ・セルロースナノファイバー、改質リグニン等の木材由来の新素材の製造プロセス及び新素材を用いた製品の研究開発・実装等を進める。

③ 木材の利用促進

- ・オフィス等の非住宅建築物や中高層建築物への CLT（直交集成板）を含めた木材の利用拡大に、経済界等の協力も得つつ、都市部を中心に取り組む。
- ・森林組合や民間企業等が連携して高付加価値木材製品の輸出を行う取組の促進を図る。

iv) 水産業改革

① 水産政策改革の推進

- ・水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるため、「水産政策の改革について」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に即して、水産政策改革を着実に実行する。
- ・適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るため、漁業収入安定対策の機能強化を図る法制度の検討を行う。
- ・養殖業の資金調達の円滑化を図るため、養殖生産の需要家からの受託や、エサ費用等の事業資金に対する金融制度の構築など、養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの構築を図る。
- ・養殖業の魚病対策の迅速化を図るため、養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」制度を構築するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的拡充に向けた数値目標の発表や、獣医師のオンライン診療を可能とする仕組みを構築する。
- ・トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備に向けた検討を行う。
- ・「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）に従い、近海を操業する中規模漁船について、小型船舶操縦士1名の乗組による航行を可能とするよう、制度的な手当てを行う。

② スマート水産業の推進

- ・令和5年度までの水産資源の評価対象の有用魚種全体（200 種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、ICT を活用し、漁船・調査船からの操業・漁場環境情報の収集や、産地市場の水揚げ情報の収集のための体制整備等を進める。
- ・沖合・沿岸等の漁業者にリアルタイムで漁海況情報が提供されるよう、漁海況予測の検討・実証を行う。
- ・データに基づく効率的で安定した養殖業の実現に向け、海洋情報や赤潮・急潮情報等を共有する全国データベースの構築に取り組む。
- ・漁業者の減少に対処し、若手漁業者の確保に向けて、ICT 等の先端技術を活用した漁業・養殖技術の開発・実証・普及に取り組む。
- ・ICT 等の先端技術を活用し、生産から流通・加工・販売までの関係者が連携して、作業の自動化・省力化や商品の高付加価値化に取り組む水産バリューチェーン産地の構築・実践に取り組む。
- ・水産資源の管理やデータに基づく漁業・養殖業を支援する水産業データ連携基盤（仮称）を令和2年までに構築・稼働させるとともに、スマート水産業の具体的取組についての産学官の協議の場での検討を本年度行う。

【農林水産関係のその他パート】

3. モビリティ

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

① 空における次世代モビリティ・システムの構築

- ・物流、農林水産業、インフラ維持管理や災害対応等様々な分野でのドローン活用を促進していくため、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において策定したロードマップの個別分野部分等に基づき、各分野の用途に対応した技術開発や実証実験、ガイドラインの策定・周知等の取組を進める。
- ・ドローンの携帯電話の電波利用の拡大に向け、遅くとも令和2年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とする。それまでの間も実用化試験局免許について、農業用ドローンをはじめとした低空飛行を行うドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築し、携帯電話事業者による手続も含め申請から許可までの期間を原則1か月以内とする。
- ・特に農林水産分野においては、農薬散布や肥料散布、播種、受粉、収穫物運搬、センシング、農地・農業水利施設の保全・管理、鳥獣被害対策等にドローンを積極的に活用していくため、農業用ドローンの普及計画に基づき、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会を通じ、目視外飛行の拡大に向けた取組を含む技術開発や実証を行いつつ、先進事例の普及やルールの見直しを進める。

6. 次世代インフラ

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) インフラの整備・維持管理等の生産性向上

② 防災、災害対応

- ・戦略的イノベーション創造プログラムで開発したシステムを用いて、全国のため池のデータベース化、維持管理情報や水位計データを共有化し、自治体、ため池管理者へ危機管理情報を提供するための体制を本年度中に構築する。

8. 観光・スポーツ・文化芸術

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光立国の実現

①外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

エ) 農泊

- ・令和2年までに全国500箇所の農泊地域で利用者のニーズに応じた多言語対応（英・中・韓）、無料Wi-Fiの整備等を実施する。

②地域の新しい観光コンテンツの開発

オ) 農泊

- ・利用者のニーズに対応した「農泊」らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験などのコンテンツの充実を図る。